

反社会的勢力の排除に関する特約

令和2年3月現在
(令和2年3月1日 改定)

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

当金庫の預金および定期積金(以下「預金等」といいます。)は、第2条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条各号の一つにでも該当する場合には、当金庫は預金等の開設や利用をお断りするものとします。

2. (解約等)

各種預金規定および定期積金規定の解約等にかかる条項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者または積金契約者(以下これらを「預金者等」といいます。)との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金等の取引を停止し、または預金者等に通知することによりこの預金等の口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(1) 預金者等が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 預金者等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている

と認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 預金者等が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

3. (特約の変更等)

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上